



長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月24日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第11号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

- 別表第1の長野県中野実業高等学校の項中 「機械科」 を 「機械科
普通科」 に改め、
 - 同表の長野県長野工業高等学校の項中 「機械科
電気科
基礎工学科」 を 「基礎工学科」 に改め、
 - 同表の長野県諏訪実業高等学校の項中 「被服科」 を 「会計情報科
被服科
服飾科」 に改め、同
 - 表の長野県箕輪工業高等学校の項中 「電気科」 を 「電気科
総合工学科」 に改め、同表
 - の長野県上伊那農業高等学校の項中 「園芸科」 を 「生産環境科
園芸科
園芸科学科」 に改め、同表
 - の長野県下伊那農業高等学校の項中 「生活科」 を 「生活科
アグリサービス科」 に改め
- る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

高校教育課